

資料

アメリカ不法行為法判例訳選 7

「家族間の不法行為責任」

Gelbman v. Gelbman, 245 N. E. 2d. 192
(Court of Appeals of New York, 1969).

藤倉皓一郎

〔判決文〕

バーク判事

自動車の衝突事故によつて負傷した乗客＝母が、運転者＝未成年の息子に対し損害賠償請求訴訟を起した。ニューヨーク州地裁ジョン・J・ディロン判事は、故意によらない不法行為について親子間の訴訟を禁止してきた。長年の先例ルールにおいて、請求を棄却した。この判決は高裁でも支持されたので、原告はさらに上告した。最高裁バーク判事は、故意によらない不法行為についての家族間の訴訟は、家族の一体性に重大な影響を与え、なれど訴訟を助長するという反対論は論拠薄弱であるとして、先例を覆えし、この種の訴訟を認める判決を下した。

原告、アデル・ゲルブマンは自分が所有し、未成年(一六才)の息子の運転する自動車の乗客であった。この自動車がホワイト・プレインの大通りを進行中、訴外、ハーマン・ルダー所有、同人の運転する自動車に衝突した。この事故によつて重傷を負つた原告は、両車の運転者に対して別個の損害賠償請求訴訟を起した。ルダー訴訟はまだ結審しておらず、当裁判所に上告されていない。本件において、息子を代理する保険会社は、

被告が原告の未成年の息子であるという事実を積極的抗弁として主張した。第一審は、当裁判所の先例にもとづいて、請求を棄却した。その判決は高裁で全員一致によつて支持された。

本件上告において、原告は当裁判所が故意によらない不法行為につき親子間の訴訟を禁止するルールを再検討し、これを廢止するよう求めていふ。ニヨーヨーク州において、このルールは一九一八年にはじめて確立され(Sorrentino v. Sorrentino, 248 N. Y. 626, 162 N. E. 551)、その後、一度にわたつて確立支障われたり(Cannon v. Cannon, 287 N. Y. 425, 40 N. E. 2d 236; Badgian v. Badgian, 9 N. Y. 2d 472, 215 N. Y. S. 2d. 35, 174 N. E. 2d. 718)。これらの事件においては、本件とは逆に、未成年の子が親に対して請求したものであるが、これらの判決にみられる基本的政策配慮は——もし現在でも有効であるならば——本件についても同様に決定的なものとなる。

Badgian 事件判決の多数意見は、故意によらない不法行為

について、家族間の訴訟を認めず、免責原則を維持する三つの理由をあげた。おや他のどの州においても免責原則を廃止したところがない。この現状維持は、すくなくとも部分的に、子の親に対する訴訟は家族の一体性に重大な影響を与えるという確信に支えられたものであつた。免責原則はつぎのように考えられていた。「それはこの社会の全組織を変えることなしには否定できない概念であり、すべての社会生活の根底にある基本的

理念である(Badgian v. Badgian, 174 N. E. 2d. 718, 719.)。このルールを覆えんとは、大変な変化を生むことになり、特別の措置が必要とされるという理由で、立法府がこの分野において積極的措置をとることが望ましいとされたのである。その判決から七年が経過した。この期間に他の州の裁判所の判決には、故意によらない不法行為について家族間の免責原則が崩れなわれなかつた。Badgian 事件において、私は免責原則は立法府によって廃止されるべきであるという多数意見に同意したが、もはや、この見解をとらない。他の州の裁判所がこの原則を破棄するにあたつて表明しているように、故意によらない不法行為について家族間の免責を認める原則は、裁判所が創つたルールであり、したがつて裁判所がそれを廃止することもできるのである。Badgian 事件判決以来の立法府の不作為は、このルールが変更されるなら、それは當法廷によばれるをえないところなどを示していく。

Sorrentino 事件の判決がふたたび支持されるとすれば、それはこの原則が家族の一体性を保持する目的に不可欠であると当然法廷が結論する場合にかぎられることは、いまや明白である。しかし、親が子を訴えることを禁止すれば、家族の一体性を増すという議論をここでもしかえてみても、もはや説得力をもたない。本件において、家族の一体性は本請求を認めるることによってのみ保持されることが明らかである。ある論者が述べた

ように、「子に対する親の訴訟が子をしつけ、罰する親権の表現であらうとするものではない」(Note, 33 St. John's L. Rev. 310, 319)、かかる訴訟は親の権限の妥当な行使にあたり、この権限は家族間の不法行為免責の原則によつて制限されるべきではない。

子が親を訴えている場合には、もつと難かしい問題が提起されるが、解決できぬものではない。しかし、フルド判事がBadigian事件の反対意見で述べたように、「(当事者が)自認してゐる不法行為をこれほど不当に保護するルールは、みずからその理由づけを明らかにしなければならぬ」。Badigian事件において、フルド判事がよくまとめた反対意見のなかで主張した説得力のある論議をここに再録するよりも、そこで述べられた免責ルール廃止のいくつかの論拠を私なりに要約してみたい。

第一に、免責原則は子が成年に達しておれば適用されない。わらは民事訴訟法ならびに規則の関連条文みると、子が成年に達してからの訴権を認めているようである。また、この原則は財産損害の賠償を求める訴訟には適用されない。したがつて、これまで契約、遺言、相続にかんする訴訟は認められてゐる。

もう一つ異例とされるのは、故意による人身傷害については未成年の請求が認められた(Cannon v. Cannon, 287 N. Y. 425, 40 N. E. 2d. 236)。子の訴訟が自動車事故の結果から生

じた場合にも、例外が認められた。フルド判事が述べたように、子が親の使用者を訴えることは一般に認められていた。この場合、のちに親が使用者から求償されることがあつても、子の請求を認めたのである。また、他の州においては、親が職務に関連して自動車を運転し、過失によつて未成年の子に傷害を与えた場合には、(子の)訴訟が認められるときである(174 N. E. 2d. 721)。これらの例外的事例は、家族間の免責原則と合致するものではないし、また免責ルールが発展的に解消される可能性を示すものでもない。これらの先例は、この免責ルールが原始的であり、廃止をめぐめにあらじめ示してくる。したがつて当法廷はしこと、Sorrentino, Cannon, Badigian先例を破棄する。

ニューヨーク州においては、自動車強制保険が存在することは、当事者の認めるところであり、当法廷もこれを認めなければならない。このような保険は、家族の一體性を理由にこの訴訟を禁止する主張の論拠を失わせぬものである。本件の請求は、その実体において、乗客であった親と、その保険会社との間の争いである。この面から事件をみると、この訴訟を禁止することが、なぜ家族の一體性を強めることになるのか、理解に苦しむのである。

故意によらない、過失行為について親子間の訴訟を許せば、なれどい請求を助長すると主張されている。この議論は、子が成年に達すると、(子の親に対する請求が認められているので

あるから) どうして、なれあいの可能性が手品のように除かれるとか説明していいない。むしろ、この議論は、なれあい請求の可能性が抑止不能であることを例証するものでもない。これに類似する状況において、裁判所は、妥当な請求となれあい請求とを区別する陪審の能力に信頼している。本件の状況においても陪審制度が効果的な規制の機能を果すはずである。事故によって発生した損失から人びとを保護するという明確かつ必須の社会的要請がまさ第一に考えられるべきである。(James, *Accident Liability Reconsidered: the Impact of Liability Insurance*, 57 Yale L. J. 549 参照)

故意によるない不法行為について家族間の免責原則を廃止することによって、当法廷は、かつて存在しなかつた賠償責任を創造しているのではない。むしろ、賠償責任が確認されていた事例において、かつては否定されていた損害賠償の請求を認めることにあるのである。したがって、当法廷は本件判決が確定判決に至っていない他の事件についても遡及して適用されるべきであると結論する。

原審は破棄されたべきであり、原告の請求を本判決によじて再審することを命じ、本件を第一審裁判所に差戻す。被告の出した積極的抗弁を却下せよとする原告の申立を認める。(Fuld, C. J., Scilieppi, Bergan, Keating, Breitel, Jansen 各判事同意)

〔研究ノート〕

一 家族間の不法行為責任にかんするコモン・ロー

自動車事故が増えるのにもなつて、家族間の不法行為責任が問題となつてゐる。わが国では自賠法があるため、この問題はおもに同法第三条にいう「他人性」の解釈をめぐつて争われる事になる。たとえば、夫の運転する自動車に同乗中に負傷した妻は自賠法三条にいう他人にあたるか、といったかたちで問題とされる。この点については、最近、「妻は他人である」とした最高裁判決(昭47・5・30第三小法廷)が下された。

もちろんこうした解釈の前提となるのは、夫婦、親子間においても不法行為にもとづく損害賠償請求権が成立し、その行使が認められるということである。

アメリカ不法行為法のこの分野においても、目下、活発な動向があがみられ、法ルールの新しい展開や先例変更があいついでいる。ここに訳出したケースも、そつした動きを示す一例である。コモン・ローははじめ家族間の不法行為責任を認めないとする原則 Family immunity に立つて、賠償請求権の行使を否定した。しかし、最近この免責原則 immunity rule が崩れはじめており、夫妻、親子間の賠償請求を認める傾向がみられる。そして、責任保険の存在がこの傾向を生むうえに大きくかかわっているようである。以下、おもに四にあげた資料にもとづいて、こうした理論の展開にかんする覚え書きをしておきたい。

一 夫婦間の賠償請求

初期のコモン・ローにおいては、配偶者の一方は他方に對しておこなう、あらて不法行為によつて訴訟を起すことができないとされた。妻には法的行為能力が認められず、夫は妻の不法行為について責任を負うとされたから、かりに妻の不法行為によつて夫が人身損害を負つても、夫は自分に対し賠償請求権を得るにすぎなかつた。夫は妻の動産につき所有権を有したから、かりに夫が妻に人身損害を負わせたとしても、やはり夫は自分自身に対し賠償義務を負うことになり、請求権の行使ができないことになかわりはなかつた。さらに妻は夫と一緒に夫が訴えられた訴えられることはなかつたから、夫は同時に原告と被告をかねることになり、そもそも訴訟による請求は不能であつた。

のちに、コモン・ローのもとで、夫のものと區別される財産を妻が所有する権利が確立するといふに、財産にかんして配偶者の一方が他方を訴えることが認められた。近代の制定法は、妻に訴権を与え、夫の共同を必要とせずに妻が他人を訴えることを認めた。こうした制定法による訴権は、いぜん配偶者間において財産的権利に関連しない、不法行為責任を追求することを認めたものではないと一般に解釈されている。この点についてのリーディング・ケースは *Thompson v. Thompson*, 218 U. S. 611, 54 L. Ed. 1180 (1910) である。この判決において、連邦最高裁は、人身損害について配偶者間の不法行為

訴訟を認めると、配偶者の一方が他方に對しておこなう、あらゆる種類の非難、要求について裁判所の門戸を開くことになり、この種の訴訟が殺到する心を怖れてゐる。この判決以来、家族間の訴訟は、家族の一体性、調和を損う故に禁止されねばならないという理由づけが、他の裁判所によつてくりかえし支持されることになる。少数の州では、制定法のもとで配偶者間の不法行為によつて訴訟を認める。Weidlich v. Weidlich, 30 N. Y. S. 2d. 326, (Sup. Ct. Trial Term 1941)。ある州では、妻に訴権を与えた制定法は、より妻の保護を目的とするとして、妻が夫を訴えることを認めるが、その逆は認められないと解釈をとる。Fehr v. General Accident, Fire & Life Assur. Corp., 246 Wis. 228, 16 N. W. 2d. 781, 160 A. L. R. 1402 (1944)。

こうした制定法の解釈は別として、配偶者間の訴訟は家庭内の親和を損うという論議を棄てて、故意または過失による不法行為について夫、または妻の請求権を認める裁判所が増えていく。こうした裁判所がとる理論によれば、まず配偶者間にも不法行為が成立するが、通常は請求権を行使しない事由があるのだと考える。したがつて、その事由がない場合には賠償請求が可能である。たとえば故意による不法行為、暴行の事例で「すでに家庭の一体性とか親密感は完全に壊れており、これ以上それを悪化させることを心配する必要はない」として請求が認められた。また同じ理由から婚姻が別居、離婚、死亡などによつ

て、すでに崩壊している場合には、当然に請求権の行使が認められる。すでに一九州において、配偶者間の免責原則が破棄され、賠償請求が認められている。(先田、Thompson 事件におけるハーラン判事の反対意見はこの立場を代表するものである)。この傾向を促進しているのは、自動車事故の責任保険の支払をめぐる訴訟が増したことであるといわれている。Prossor, TORTS 3d. 885.

配偶者間の訴訟を認めない州において、使用者のための業務を執行中の夫の過失によって妻が人身損害を負った場合、妻は夫の使用者に対して損害賠償の請求ができるかが問題となる。

論理的には、妻の請求は認められないということにならう。妻が使用者から賠償を得てものちに夫が使用者から求償されるというのがその理由である。夫婦の一体性は妻が使用者を経由して夫から賠償をえても、夫を直接訴えた場合と同様に害されるはずである。使用者が責任保険に入しておれば、保険会社が夫に求償することになる。いずれにしても妻が夫に直接請求したのと変わらない結果になるというのである。

しかし、このような場合、妻の請求を認める見解が有力である。「妻に加えられた人身損害は、故意、過失のいずれによつても違法な行為であることに変りはなく、ただ法はこの場合に夫の賠償義務を免除するだけである。他の者がこの夫の免責の陰にかくれることはできない」(カーデゾー判事の判決文) Schubert v. Schubert Wagon Co., 247 N. Y. 253, 164

N. E. 42, 64 A. L. R. 1070 (1930). Harper & James, 1 TORTS 643-647 参照。

III 親子間の賠償請求

初期のコモン・ローのもとでは、親は、扶養義務のある未成年の子に対して、不法行為責任を負わなかつた。のちに、妻の訴権の発展と同様、財産にかんしては子が親を訴えることが認められるようになつた。しかし、今日でも、多くの州においては人身損害について、いぜん子に対する親の免責を認めていふ。子の親に対する請求権を否定したリーディング・ケースは Hewlett v. George, 68 Miss. 703 (1891) である。この判決は親子相互間の義務を強調するもので、親は子を監護、養育する義務を負い、子は親を助け服従する義務を負うところから家族の愛情、一体性が生れるとする。子の親に対する請求は相互の結びつきを損うといふのである。この考え方がこれまでの通説、判例の基調をなしている。

子の親に対する訴訟は、たとえ子が成年に達したのちに、未成年の時期に受けた人身損害について請求したが認められなかつた事例がある。Smith v. Smith, 142 N. E. 128 (1924)。父が娘に対して刑事罰の対象となる暴行を加えた事例においても、娘の賠償請求が否定された。理由は親の子に対する監護権と家庭の平穏を守るためにあるといわれた。「子が親に対してする賠償請求を認めることは、自然の法が平和と服従を確立した

場所に相克と対立を持込むことになる」 *Wick v. Wick*, 192 Wis. 260, 262, 52 A. L. R. 1113 (1927)。人の家族の一体性の保持が、訴訟を認めないと主要な理由とされる。

しかし、親子間の免責原則には、その適用に多くの例外を認めるによつて制限が加えられている。第一の例外は、親が子の収入と労務（サービス）についての権利（コモン・ローでは子が未成年のあいだこれは親に帰属する）と、監護権を放棄して、子を「成年」とみなした場合である。つぎに、故意による人身損害の場合は、非難性が大きいという理由から賠償請求を認める。この故意の要件は、ときに拡大されて、重過失、無謀行為による損害についても請求を認めた事例がある。また、夫婦間の請求権にもみられたように、親子の関係が一方の死亡によつて消滅している場合には、請求権を認めた事例がある。さらに、親が仕事に関連した活動中に子に人身損害を負わせた場合に、親に使用者としての責任を認め、その損害を賠償させた事例もみられる。

このところ家族間の不法行為訴訟が特に重要性を帯び、その免責原則の当否が問われているのは、親あるいは配偶者が責任保険をかけている場合が多くなったからである。責任保険が家族間の免責原則に及ぼした効果を計ることはむずかしい。日本がすでにそういうように、全般的に強制責任保険の制度がとられるようになれば、ますます保険の存在は無視できないこと

にならへ。(Gregory & Kalven, CASES AND MATERIALS ON TORTS, 703-723. 2nd. Ed. 1969 は、家族間の免責原則の変更には責任保険の存在が主要な原因になつていると考える)。

保険がかかっている場合には、この種の訴訟を禁止する主な理由——家族の一体性、親密感を阻害するところが説得力を失う。被告は自分で賠償金を支払わなくてもよいのであるから、家計に負担がかかるということはない。したがつて請求を認めても経済面における家族の利益に寄与こそすれ、これを害するおそれはない。訴訟の結果について現実の利害をもつのは責任保険会社であるから、家族の一体性を理由にした免責原則を拡大して、保険会社を保護する理由に乏しい。

保険がある場合、家族間の一体性にも監護にも悪影響をあたえるとは考えられない。父に雇用されていた子が仕事中に父の過失によつて負傷した事例で、父に使用者保険があることを認定してたゞで、子の請求が認められた。 *Dunlap v. Dunlap*, 84 N. H. 352, 71 A. L. R. 1055 (1930)。

保険があるという理由で、請求を許すのは、本末転倒であるという批判がある。被保険者が有責とされたときにのみ、保険者は損害填補の責任を負うというのが保険契約の主旨だというのである。そして、多くの判例の立場は、責任保険の存否は家族間の請求を否定する免責原則の適用を左右するものではないという立場をとつてゐる。そしてこの立場をとるかぎり、なれ

あい請求の危険は免責原則を維持するための理由として使われる。

しかし、この批判は妥当とはいえない。裁判所は、親または子の請求を認めることによって、保険者が契約上の責任を負う状況を決めているのである。裁判所がそう決定するかどうかの問題である。請求を認めて、家族の一体性を阻害する心配がないというのであれば、それだけで請求を認める理由がある。判決によつて請求を認めれば、保険者が判決のない場合には責任を免れる事例で、保険契約上の責任を負わされることになるが、それは請求を否定する理由にはならない。また、保険者による支払いが、親または子の請求が家族の一体性を害することを防止するという事実は、そもそも事案の判断とは関係のないことである。

家族間の請求には「なれあい」の可能性が強いから、請求を禁止すべきであるといわれている。なれあい請求が可能であるとして、不当に支払われた損害賠償額は、結局、保険料にはねかえつて保険加入者全体の負担になるとを考えると、この問題を保険会社の自己防衛のためだけの主張として片付けることはできないであろう。しかし一般に、被害をうけた原告と、加害者となつた被保険者との間には、いつもなれあい請求の可能性があるといえる。家族関係にある当事者の間では、ことなれあい請求への誘惑が強いといえるかも知れないが、しかし、通常の請求において、なれあいを防止するためとられる手段

が、この場合にも有効である。また保険者に対する被保険者の協力義務を定めた契約条項の活用などが考えられよう。

ここに訳出したゲルブマン事件判決が責任保険の存在をはつきりと指摘し、それが免責原則に及ぼす効果についても言及していることは注目される。またこの判決が先例変更の効果を遡及させる旨明示している点も、先例変更の効果を将来に向けてのみ認める判決手法が論じられている折だけに、興味ぶかい。（この点についての理論的問題については、四にあげた文献のうち最後の二論文を参照）

ひとたび家族間の損害賠償請求が認められるということになれば、次の問題は請求権の内容である損害項目の検討ということになる。すでに、わが国の家族間の賠償請求において、損害を積極損害に限つて認めるのか、消極損害、さらに慰籍料までも認めるのか、について判例、学説の見解が分れているところである。こうした問題も、やはり家族関係の特質をどう基本的に理解するかにかかっているのである。

四 参照文献

- Prossor, TORTS (3rd ed). 879-891 (1964)
Harper & James I TORTS, 643-657 (1956)
Seavey, Keeton & Keeton, CASES AND MATERIALS
ON TORTS, 270, 650 (1964), Supplement, 73-75, (1970)
Gregory & Kalvan, CASES AND MATERIALS ON

- TORTS, 2nd ed. 703-723 (1969)
McCurdy, *Torts Between Persons in Domestic Relations*,
43 Harv. L. Rev. 1030 (1930)
Torts Between Members of Family — Husband and Wife
— *Parent and Child*, 26 Mo. L. Rev. 152 (1961)
Keeton, *Creative Continuity in the Law of Torts*, 75
Harv. L. Rev. 463, 492-493 (1962)
Schaefer, *The Control of "Sunbursts": Techniques of*
Prospective Overruling, 42 N. Y. U. L. Rev. 630 (1967)